**４　基本財産担保提供承認申請手続**

**（１）概　要**

　○　社会福祉法人が、基本財産を担保に提供しようとするときは、事前に基本財産担保提供承認申請書に必要な書類を添付して所轄庁に提出し、所轄庁の承認を得なければならない。（定款例第29条、審査基準第２－２－（1）ア、第５－（１））

　 ○ 所轄庁は、申請の内容について審査及び必要な調査を行い、担保提供の承認を行う。

※　融資等に必要な基本財産の担保提供は、所轄庁の承認を受けなければ、その手続を行うことができないため、十分に留意すること。

※　基本財産の担保提供には、具体的な必要性がなければならないため、基本財産に根抵当権を設定することは認められないので、十分注意すること。

【特例】　＜基本財産担保提供承認が不要な場合＞

1. 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
2. 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関からの融資に係る担保提供については、定款に基づき、所轄庁の承認は必要としない。
3. また、民間金融機関から貸付を受ける場合においては、法人の定款変更を次のとおり行い、事前に「民間金融機関からの借入に関する意見書」を届け出た場合には所轄庁の承認は不要である。

※③は定款に規定されている場合のみ。

社会福祉法人定款例（抜粋）

第六章　資産及び会計

（基本財産の処分）

第二九条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、[所轄庁]の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、[所轄庁]の承認は必要としない。

　一及び二　（略）

　三　社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

**基本財産担保提供に係る確認事項**

**①担保提供の目的**

　　　　 担保提供に係る借入金の目的は、社会福祉事業に充てられるものでなければならない。公益事業や収益事業のための借入金、法人役員や役員の経営する会社等の借入金、当該法人の事業とは無関係の目的のための借入金の担保に供することはできない。

**②償還計画の確実性**

　　　　 当該担保提供に係る借入金について、償還財源や事業収入等を考慮し、適正な償還計画が立てられている必要がある。

**③担保提供手続の適法性**

　　　　 担保提供に係る法人としての意思決定は、当該法人の定款に定める所定の手続き（理事会・評議員会の承認等）を経ている必要がある。

**〇　建築予定の建物について民間金融機関から貸付を受ける場合の留意事項**

①　この場合には、建物が完成し、所有権保存登記後に抵当権設定契約が締結され、融資が実行されるのが通例である。

②　建物の着工前においては、建物（基本財産）は存在しないので、所轄庁においては、基本財産の担保提供承認はできない。

③　このような場合には、理事会において多額の借財及び抵当権設定について承認を受けるとともに所轄庁に事前の協議を行うことが適切である。

④　その後、建物完成後、建物所有権保存登記後に、基本財産編入の定款変更及び基本財産担保提供承認について理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁に速やかに定款変更届及び基本財産担保提供承認申請を行い、所轄庁においても適切に処理すべきである。

**（２）基本財産処分担保提供承認申請に係る事項**

①基本財産（土地）の担保設定、②基本財産（建物）の担保設定

基本財産の土地及び建物について、担保に提供する場合は、基本財産の経済的価値を減少させるものであるため、担保設定する前に所轄庁の承認を得る必要がある。

基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断することに留意。

**（３）基本財産担保承認申請の流れ**

基本財産の担保提供が必要となった時期に、必ず事前に承認申請を行い、所轄庁の承認

を受ける必要がある。

①基本財産の担保提供内容を整理した上、法人担当課まで事前連絡を行う。

②理事会で、基本財産担保提供について決議するとともに、評議員会の開催（日時・場所及び議題・議案（基本財産の担保提供に関する議案））を決議する。

③評議員会で、基本財産の担保提供について決議する。

④「基本財産担保提供承認申請書」を必要な書類とともに提出する。

※所轄庁の承認日以降において、当該基本財産の担保提供が実施可能となる。このため、承認日以降に、当該基本財産を担保に設定すること。

**（４） 提出書類**

**ア　提出書類一覧表**

　（ア）別紙「基本財産担保提供承認申請書類一覧表」及び「チェックリスト」を参照すること。

（○印…必要な書類、△印…該当する場合のみ必要な書類）

書類一覧表のうち、必要なものについて一覧表の順に並べて２部提出すること。

（イ）官公庁等が発行する書類は、正本は原本を添付し、副本は写しを添付すること。）

**イ　提出先**

　（ア）法人所轄庁が県の場合（提出書類の宛先等）

　　　○宛　先 「広島県健康福祉局医療介護基盤課法人指導・老人福祉施設グループ」

○住　所　〒730－8511　広島市中区基町10番52号

○電　話　082－513－3149（ダイヤルイン）

（イ）法人所轄庁が市町の場合

市町の社会福祉法人担当課に事前相談したうえで、提出すること。

**ウ　提出部数　２部**（正本１部・副本１部）

　　○Ａ４サイズに「基本財産担保提供承認申請書類一覧表」の順に綴じて提出すること。

○申請書の次に、添付書類目録（添付書類の名称を記載した書類）を添付すること。

別紙　　　　　　　　　　　基本財産担保提供承認申請書類一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分    　　添付書類 | | | 施設建設・不動産購入資金の借入 | 運転資金  の借入 | 担保物件の  変更 | 備　　　考 |
| １ | 基本書類 | 基本財産担保提供承認申請書 | ○ | ○ | ○ | （別紙様式１） |
| ２ | 添付書類目録 | ○ | ○ | ○ | （別紙ひな型） |
| ３ | 理事会議事録（写） | ○ | ○ | ○ |  |
| ４ | 評議員会議事録（写） | ○ | ○ | ○ |  |
| ５ | 決算書 | ○ | ○ | ○ | （法人全体の計算書類・注記・財産目録） |
| ６ | 不動産登記事項証明書 | ○ | ○ | ○ | １部は原本、１部は写 |
| ７ | 定款 | ○ | ○ | ○ | 現行の定款 |
| ８ | 資金計画関係書類 | 資金計画書 | ○ | ○ | ○ |  |
| ９ | 補助金決定通知書（写） | △ | ― | △ |  |
| 10 | 助成金決定通知書（写） | △ | ― | △ |  |
| 11 | 借入金決定通知書(写)又は借入金申込の受理証明書（写） | ○ | ○ | ○ |  |
| 12 | 金銭消費貸借契約書（写）又は融資証明書（写） | △ | ― | △ |  |
| 13 | 法人自己資金寄附者の贈与契約書（写）及び領収書（写） | △ | ― | △ |  |
| 14 | 法人自己資金寄附者の身分証明書・印鑑登録証明書、 | △ | ― | △ |  |
| 15 | 法人自己資金寄附者の預金残高証明書及び通帳の写し（表紙及び残高のページの写し） | △ | ― | △ |  |
| 16 | 償還財源関係書類 | 償還計画表 | ○ | ○ | ○ |  |
| 17 | 借入金償還金贈与契約書（写） | △ | △ | △ |  |
| 18 | 償還金寄附者の印鑑登録証明書・所得証明書 | △ | △ | △ |  |
| 19 | 施設整備関係書類 | 工事関係見積書（写）、契約書（写） | △ | ― | △ |  |
| 20 | 売買関係見積書（写）、契約書（写） | △ | ― | △ |  |
| 21 | 図面(位置図、配置図、平面図) | ○ | △ | ○ |  |
| 22 | 土地の公図 | △ | △ | △ |  |
| 23 | 事業計画書（施設整備関係） | ○ | ― | △ |  |
| 24 |  | その他必要な書類 | △ | △ | △ |  |

別紙様式1

※担保提供は、予め所轄庁の承認を得た後に行うこと。

**記入例**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　本　財　産　担　保　提　供　承　認　申　請　書 | | | |
| 申  請  者 | 主たる事務所  の 所 在 地 | | 広島県○○市○町○丁目□□番△△号 |
| ふりがな  名　　　　称 | | しゃかいふくしほうじん　　 ○○かい  社会福祉法人　　 ○○会 |
| 理事長の氏名 | | 理事長　広　島　次　郎 |
| 申 請 年 月 日 | | | 令和○年○○月○○日 |
| 資金借入れの理由 | | | 新たに地域密着型特別養護老人ホーム及び併設の老人短期入所事業所の経営を行うに当たり、自己資金で施設整備に必要な建築工事費及び設備整備費等を賄うことができないため、金融機関から融資を受けざるを得ない。  （資金借入：令和○年○月○日理事会議決、評議員会議決） |
| 借入金で行う事業の  概要 | | | ①施設名：地域密着型特別養護老人ホーム○○○園  事業名：特別養護老人ホーム  定　員：２９名  開　設：令和○年○月○日（予定）  住　所：○○市○町○丁目□□番△△号  ②施設名：短期入所生活介護事業所△△△  　事業名：老人短期入所事業  　定　員：２０名  開　設：令和○年○月○日（予定）  住　所：○○市○町○丁目□□番△△号  （事業計画：令和○年○月○日理事会議決、評議員会議決）  （設置認可等申請：令和○年○月○日理事会議決、評議員会議決） |
| 資金計画 | | | ○○市補助金　　金150,000,000円  □□銀行借入金　金200,000,000円  自己資金　　　　金100,000,000円  合計　　　　　　金450,000,000円  （資金計画：令和○年○月○日理事会議決、評議員会議決）  （補正予算：令和○年○月○日理事会議決、評議員会議決） |
| 担係  保る  提借  供入  に金 | | 借 　入　先 | □□銀行 |
| 借 入 金 額 | 金２００,０００,０００円 |
| 借 入 期 間 | 令和○年○月～令和○○年○月（２０年） |
| 借 入 利 息 | 年○．○％ |
| 償 還 方 法 | 元金均等毎月返済 |
| 償 還 計 画 | 別紙償還計画表のとおり |
| 担  保  物  件 | |  | ①建物  ※所在地、種類、構造、面積等は、「不動産登記簿」の表記どおりに記載すること。  　所在地　広島県○○市◇◇町一丁目△△番地  　種　類　老人ホーム  構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建  　床面積　１階○○○．○○㎡　２階○○○．○○㎡　３階○○○．○○㎡  　用　途　地域密着型特別養護老人ホーム○○○園  　　　　　短期入所生活介護事業所△△△  ②土地  　所在地　広島県○○市◇◇町一丁目△△番  地　目　宅地  地　積　○○○．○○㎡  用　途　地域密着型特別養護老人ホーム○○○園及び短期入所生活介護事業所△△△用敷地 |

別紙様式1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　本　財　産　担　保　提　供　承　認　申　請　書 | | | |
| 申  請  者 | 主たる事務所  の 所 在 地 |  | |
| ふりがな  名　　　　称 |  | |
| 理事長の氏名 |  | |
| 申 請 年 月 日 | |  | |
| 資金借入の理由 | |  | |
| 借入金で行う事業の  概　　要 | |  | |
| 資金計画 | |  | |
| 担保提供  に係る借  入金 | | 借 　入　先 |  |
| 借 入 金 額 |  |
| 借 入 期 間 |  |
| 借 入 利 息 |  |
| 償 還 方 法 |  |
| 償 還 計 画 |  |
| 担保物件 | |  | |

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とすること。

　２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。）の枚数を増加し、この用紙に準じた申請書を作成すること。

　３　「償還計画」欄には、償還に充当する財源を具体的に記載すること。

　４　「担保物件」欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。

　　　　例えば、建物については、１棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、１筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。

　　　　なお、既に担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を付記すること。

**「添付書類目録」（ひな型）の記入例**

別紙

添付書類目録

　１　理事会議事録（写）（令和○年度第○回理事会）

　２　評議員会議事録（写）（令和○年度第○回評議員会）

　３　決算書

４　不動産登記事項証明書

５　定款

６　資金計画書

７　借入金決定通知書（写）

８　償還計画表

９　図面（位置図・配置図・平面図）

１０　土地の公図

１１　事業計画書（施設整備関係）